

06春監監第136号

令和6年10月28日

春日市議会議長 様

春日市長 様

春日市監査委員 松尾英二

同 原克巳

令和6年度財務監査（定期監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 所管

経営企画部（秘書広報課、経営企画課、財政課、デジタル政策課）

(2) 内容

令和5年度（出納整理期間を含む。）における財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

監査の対象に係る事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の主な実施内容

- (1) 監査対象所管から提出された調書の確認
釣銭等現金保管残高確認書、予算流用・充用調書等
- (2) 監査対象所管から提出された事績の確認
調定・収入伝票、支出負担行為書、業務委託、工事・修繕、補助金交付などの財務事務に関する起案文書、契約書等
- (3) 財務会計システムの記録等の確認
- (4) 関係職員への質問、事情聴取

5 監査の実施場所及び日程（期間）

- (1) 実施場所
監査委員事務局執務室
- (2) 日程（期間）
令和6年8月20日から令和6年10月28日まで

6 監査の結果

監査の対象となった事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

(1) 経営企画課（企画担当）

令和5年11月14日に地方版総合戦略推進事業の切手を6,314円分購入しているが、郵便切手等受払簿には即時使用した2,100円分を差し引いた金額（4,214円）を記載している。購入額の全額を記載した後に、即時使用した分を記載する必要がある。